

表Ⅱ-2-1 (20) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					延長 (m)	代表堤防高 (T. P. m) (C. D. L. m)						
竹原海岸（大久野島）	水国局	25	1	竹原市忠海町大久野島	211	5. 2	7. 2	護岸, 潜堤, 突堤, 養浜	竹原市忠海町	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		190	4. 9	6. 9				護岸, 潜堤, 突堤, 養浜	
東野海岸（外表）	水国局	26	1	大崎上島町東野鯨崎梶ヶ浜	2, 502	4. 5	6. 4	護岸, 消波工	大崎上島町東野鯨崎	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
				大崎上島町東野外表梶ヶ浜～平黒								
				大崎上島町東野外表平黒～森ヶ迫								
				大崎上島町東野外表森ヶ迫								
		2	大崎上島町東野外表味原 大崎上島町東野外表味原～紅石 大崎上島町東野外表外過迫	1, 460	4. 6	6. 5	護岸, 消波工	大崎上島町東野外表				
木江港海岸（岩白）	港湾局	27	1	大崎上島町	136	4. 6	6. 5	護岸	大崎上島町	住宅地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
木江港海岸（大楡）	港湾局	28	1	大崎上島町	130	4. 6	6. 5	護岸	大崎上島町	住宅地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
木江港海岸（木江）	港湾局	29	1	大崎上島町木江宇浜	998	4. 1	6. 0	護岸	大崎上島町木江	住宅地, 商業地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
				大崎上島町木江宇浜～木江				護岸				
			2	大崎上島町木江	1基	4. 5	6. 4	水門				
			3	大崎上島町木江	716	4. 5	6. 4	護岸				
								護岸				
								護岸				
4	大崎上島町木江	938	4. 1	6. 0	護岸							
木江港海岸（野賀）	港湾局	30	1	大崎上島町木江伊佐岐	2, 159	5. 3	7. 2	護岸	大崎上島町木江	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
				胸壁								
				大崎上島町木江野賀				護岸				
				護岸								
			大崎上島町木江沖浦	胸壁	大崎上島町木江沖浦							
				護岸								
沖浦漁港海岸（沖浦）	水産庁	32	1	大崎上島町木江明石向浜	2, 154	4. 6	6. 5	護岸, 胸壁	大崎上島町木江沖浦	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, 森林, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
			2	大崎上島町木江明石向浜	150	4. 6	6. 5	消波工				
			3	大崎上島町木江明石本浜	1, 264	4. 6	6. 5	護岸, 消波工				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なする場合もある。

表Ⅱ-2-1 (21) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)					
大崎海岸（大串）	水国局	34	1	大崎上島町大崎大串水谷～丸山	250	4.8	6.7	護岸，潜堤，突堤，養浜	大崎上島町大崎大串	住宅地，工業地，農用地，森林，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
大崎海岸（外浜）	農振局	35	1	大崎上島町大崎大串丸山～外浜海岸	720	4.6	6.5	護岸，潜堤，突堤，養浜，離岸堤	大崎上島町大崎大串	住宅地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
大西港海岸（瀬井）	港湾局	39	1	大崎上島町大崎瀬井	116	4.6	6.5	堤防	大崎上島町大崎瀬井	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
大西港海岸（長松）	港湾局	40	1	大崎上島町大崎長松谷	143	3.7	5.6	堤防，護岸	大崎上島町大崎瀬井	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
大西港海岸（長江谷）	港湾局	41	1	大崎上島町大崎中野加賀津	540	4.1	6.0	護岸，樋門	大崎上島町大崎中野	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (22) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m) (C.D.L.m)						
大西港海岸（大西）	港湾局	42	1	大崎上島町大崎大西加洲	3,162	4.1	6.0	護岸	大崎上島町大崎大西	住宅地, 商業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2		394	4.1	6.0	護岸				
			3		2基	—	—	樋門				
			4		2基	—	—	水門				
大西港海岸（塔之越）	港湾局	45	1	大崎上島町大崎中野塔之越	900	3.8	5.7	護岸	大崎上島町大崎中野	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
大西港海岸（原下）	港湾局	46	1	大崎上島町大崎中野原下	393	3.6	5.5	護岸, 胸壁	大崎上島町大崎中野原下	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2		200	3.6	5.5	護岸				
大西港海岸（東原下）	港湾局	47	1	大崎上島町大崎中野東原下	516	4.1	6.0	護岸	大崎上島町大崎中野	住宅地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
大西港海岸（長島東）	港湾局	48	1	大崎上島町大崎中野長島東	863	4.1	6.0	護岸	大崎上島町大崎中野	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
東野海岸（脇の浦）	農振局	53	1	大崎上島町東野鯨崎脇の浦	505	4.1	6.0	護岸	大崎上島町東野鯨崎	農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
鯨崎港海岸（矢弓）	港湾局	56	1	大崎上島町東野鯨崎矢弓	900	4.8	6.7	護岸	大崎上島町東野鯨崎	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
鯨崎港海岸（白水）	港湾局	57	1	大崎上島町東野鯨崎矢弓	55	4.1	6.0	護岸, 消波工	大崎上島町東野白水	住宅地, 商業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
			2	大崎上島町東野白水	1,301	4.1	6.0	護岸, 消波工				
								胸壁				
								護岸				
								胸壁				
護岸												
鯨崎港海岸（盛谷）	港湾局	58	1	大崎上島町東野古江	2,622	4.1	6.0	胸壁, 護岸	大崎上島町東野古江	住宅地, 工業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
鯨崎港海岸（大琴）	港湾局	59	1	大崎上島町東野垂水小琴島	502	4.6	6.5	護岸, 堤防	大崎上島町東野垂水	住宅地, 商業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
			2	大崎上島町東野垂水大琴島	257	4.1	6.0	護岸				
鯨崎港海岸（鯨崎）	港湾局	60	1	大崎上島町東野垂水大豊広	958	4.3	6.2	護岸	大崎上島町東野垂水	住宅地, 商業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			大崎上島町東野鯨崎	護岸				大崎上島町東野鯨崎				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況을考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (23) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T, P, m)	(C, D, L, m)					
鯨崎港海岸（福浦）	港湾局	63	1	大崎上島町東野生野島福浦	40	4.1	6.0	護岸	大崎上島町東野生野島	その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
鯨崎港海岸（生野）	港湾局	64	1	大崎上島町東野生野島鹿老渡	154	4.0	5.9	護岸	大崎上島町東野生野島	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		1,189	4.1	6.0	護岸				
鯨崎港海岸（船島）	港湾局	65	1	大崎上島町東野船島	105	4.1	6.0	護岸	大崎上島町東野船島	農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (24) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)						(C. D. L. m)
三原海岸（久津）	水国局	1	1	三原市幸崎町渡瀬久津	696	5.5	7.4	堤防, 護岸	三原市幸崎町能地	住宅地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
三原海岸（大荷）	水国局	2	1	三原市幸崎町渡瀬久津	700	5.6	7.5	護岸	三原市幸崎町能地	住宅地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
								護岸				
								護岸				
能地漁港海岸（能地）	水産庁	3	1	三原市幸崎能地4丁目～須波1丁目	717	4.8	6.7	護岸, 胸壁	三原市幸崎能地4丁目～須波1丁目	住宅地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2	三原市幸崎町能地	1,661	4.8	6.7	胸壁	三原市幸崎町能地～幸崎町久和喜	住宅地, 農用地, 森林, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
								護岸				
								護岸				
			3		420	5.0	6.9	護岸				
三原海岸（須波）	水国局	4	1	三原市須波西町	1,115	5.0	6.9	護岸	三原市幸崎町久和喜～須波町	住宅地, 工業地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2		1,830	4.6	6.5	胸壁				
			3	三原市須波町	425	5.1	7.0	護岸				
			4		820	5.1	7.0	護岸				
須波港海岸（須波）	港湾局	5	1	三原市須波西1丁目	600	4.0	5.9	護岸	三原市須波西1丁目	住宅地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ・パブリックアクセスの確保
須波漁港海岸（須波）	水産庁	6	1	三原市須波町	238	5.1	7.0	護岸	三原市須波町久登志川	住宅地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
尾道糸崎港海岸（貝野）	港湾局	7	1	三原市貝野町	968	4.4	6.3	胸壁, 護岸	三原市須波町～貝野町	住宅地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
				三原市貝野町～和田沖町				胸壁				
尾道糸崎港海岸（円一）	港湾局	8	1	三原市円一町2丁目	2,130	4.1	6.0	護岸, 胸壁	三原市円一町	住宅地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
尾道糸崎港海岸（三原）	港湾局	9	1	三原市港町	4,599	4.2	6.1	胸壁	三原市港町～木原町	住宅地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
				三原市古浜町				胸壁				
			2	三原市糸崎町	1,960	4.8	6.7	護岸				
			3	三原市糸崎町	436	5.1	7.0	護岸 胸壁 護岸				
			4	三原市糸崎町	1,545	4.8	6.7	護岸				
			5	三原市木原町赤石	776			護岸				
			6	三原市木原町内富	2,330			護岸				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (25) 施設整備の内容(尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域		延長 (m)	規模 代表堤防高			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
尾道糸崎港海岸（福地）	港湾局	10	1	尾道市正徳町	805	4.1	6.0	護岸	尾道市正徳町	住宅地、工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
吉和漁港海岸（吉和）	水産庁	11	1	尾道市正徳町	501	4.1	6.0	護岸	尾道市正徳町	住宅地、工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
			2		84	3.7	5.6	胸壁					
			3		1,103	3.8	5.7	護岸、胸壁					
尾道糸崎港海岸（尾道）	港湾局	12	1	尾道市古浜町	3,062	3.9	5.8	胸壁	尾道市古浜町～尾崎本町	住宅地、商業地、その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
				尾道市新浜2丁目～新浜1丁目				胸壁、植栽					
				尾道市新浜1丁目～西御所				護岸					
				尾道市西御所町				胸壁、植栽					
			2	尾道市土堂1丁目	950	3.8	5.7	護岸、胸壁					
3	尾道市久保3丁目	750	3.7	5.6	護岸								
尾道糸崎港海岸（山波）	港湾局	13	1	尾道市尾崎本町～山波町	2,203	4.2	6.1	護岸	尾道市尾崎本町～山波町	住宅地、工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
				尾道市山波町～東尾道				胸壁					
				2				尾道市東尾道					1,246
			3	尾道市山波町	1,324	4.7	6.6	胸壁、護岸					
尾道糸崎港海岸（向島北）	港湾局	14	1	尾道市向島町	960	3.7	5.6	堤防、護岸	尾道市向島町道越～兼吉	住宅地、工業地、農用地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
			2	尾道市向島町有井	679	3.7	5.6	胸壁					
			3	尾道市向島町	402	3.7	5.6	護岸					
			―	尾道市向島町西富浜	1基	―	―	陸間					
			4	尾道市向島町	100	3.8	5.7	護岸					
			5	尾道市向島町中富浜	371	3.7	5.6	胸壁					
			6	尾道市向島町中富浜	1,150	3.7	5.6	護岸					
			7	尾道市向島町富浜	189	3.8	5.7	護岸					
			8	尾道市向島町	453	3.7	5.6	胸壁					
			9	尾道市向島町	373	3.7	5.6	護岸					
10	御調郡向島町兼吉	1,000	3.8	5.7	護岸								
尾道糸崎港海岸（向東）	港湾局	15	1	尾道市向東町箱石	1,363	4.0	5.9	胸壁	尾道市向東町彦ノ上二区～向東町	住宅地、工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	―	
				護岸									
				2	尾道市向東町小干浜	607	4.0	5.9					護岸
			尾道市向東町	護岸									
3	尾道市向東町	3,795	4.0	5.9	護岸、胸壁								
尾道糸崎港海岸（高西）	港湾局	16	1	福山市高西町南	1,440	5.1	7.0	堤防	福山市高西町南～今津町	住宅地、商業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
			2	福山市南今津	230	5.4	7.3	堤防					
尾道糸崎港海岸（機織）	港湾局	17	1	福山市南松永4丁目	4,457	4.7	6.6	護岸、胸壁	福山市南松永町	住宅地、工業地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
				福山市南松永3丁目				堤防					
尾道糸崎港海岸（松永）	港湾局	18	1	福山市松永町6丁目	1,040	4.1	6.0	護岸	福山市南松永町	住宅地、工業地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (26) 施設整備の内容（尾道・因島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T. P. m)	代表堤防高 (C. D. L. m)					
尾道糸崎港海岸（柳津）	港湾局	19	1	福山市柳津町1丁目	1,339	4.2	6.1	護岸	福山市柳津相生島～柳津町安永浜	住宅地、商業地、工業地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備
尾道糸崎港海岸（金江藤江）	港湾局	20	2	福山市柳津町4丁目	940	4.2	6.1	護岸	福山市柳津町慶応浜～藤江町郷頭	住宅地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			1	福山市金江町	280	4.3	6.2	護岸				
			2	福山市金江町	146	4.6	6.5	護岸				
			3	福山市金江町金見	390	4.6	6.5	護岸				
			4	福山市金江町金見～藤江町	375	4.1	6.0	護岸				
			5	福山市有丘	584	4.6	6.5	護岸				
			6	福山市藤江町岡組	200	4.2	6.1	護岸				
尾道糸崎港海岸（浦崎）	港湾局	21	7	福山市藤江町池浜	1,100	4.6	6.5	護岸	尾道市浦崎町永田～浦崎町戸崎	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			1	尾道市浦崎町	671	4.1	6.0	護岸				
			2	尾道市浦崎町	780	4.1	6.0	護岸				
			3	尾道市浦崎町戸崎	370	4.1	6.0	胸壁 護岸				
串浜漁港海岸（串浜）	水産庁	22	4	尾道市浦崎町	240	4.1	6.0	護岸	尾道市浦崎町永田～浦崎町青木	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備
			1	尾道市浦崎町串浜 尾道市浦崎町高尾～青木	1,962	4.6	6.5	護岸 護岸				
尾道海岸（高松）	水国局	24	1	尾道市浦崎町	20	5.4	7.3	護岸	尾道市浦崎町	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2		120	5.4	7.3	護岸				
尾道海岸（浦崎高松）	農振局	25	1	尾道市浦崎町	58	4.7	6.6	消波工	尾道市浦崎町	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2		110	4.7	6.6	消波工				
尾道海岸（浦崎満越）	農振局	26	1	尾道市浦崎町	204	4.5	6.4	消波工	尾道市浦崎町満越	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
海老漁港海岸（海老）	水産庁	27	1	尾道市浦崎町満越	160	4.3	6.2	護岸	尾道市浦崎町満越	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2		426	4.1	6.0	護岸 胸壁				
			3		575	4.6	6.5	護岸				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。
それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。
※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (27) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T.P.m)	(C.D.L.m)					
尾道海岸（浦崎新田）	農振局	28	尾道市浦崎町	1	516	4.4	6.3	護岸	尾道市浦崎町満越～浦崎町関谷	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
				2	340	4.4	6.3	消波工				
								消波工				
								消波工				
								消波工				
								消波工				
				3	715	4.4	6.3	消波工				
尾道海岸（浦崎）	水国局	29	尾道市浦崎町犬吠	1	855	4.7	6.6	護岸	尾道市浦崎町犬吠～浦崎町田下	住宅地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
				2	1,293	4.7	6.6	護岸				
								護岸				
泊漁港海岸（吉ノ浜）	農振局	31	1	尾道市百島町泊	170	5.0	6.9	消波工	尾道市百島町泊	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	―
			2	尾道市百島町泊	62	5.0	6.9	堤防、護岸				
泊漁港海岸（泊）	水産庁	32	1	尾道市百島町泊	500	4.9	6.8	胸壁 護岸 護岸 護岸	尾道市百島町泊	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	―
尾道海岸（泊）	水国局	33	1	尾道市百島町	300	5.3	7.2	護岸	尾道市百島町泊	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	―
尾道海岸（海老呑）	農振局	35	尾道市百島町海老呑	1	436	5.1	7.0	消波工	尾道市百島町海老呑	住宅地、農用地、森林	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	―
				2	532	5.1	7.0	消波工				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。
それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。
※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (28) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T.P.m)	(C.D.L.m)					
福田港海岸（波戸）	港湾局	36	1	尾道市百島町福田	170	4.1	6.0	護岸	尾道市百島町福田	住宅地，工業地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
2	1,150	3.8	5.7		胸壁							
福田港海岸（福田）	港湾局	37	1	尾道市百島町	1,435	4.1	6.0	堤防，護岸， 胸壁	尾道市百島町	住宅地，工業地， 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
向東海岸（古江浜）	農振局	39	1	尾道市向東町古江浜	798	5.7	7.6	堤防，消波工， 護岸	尾道市向東町歌～向東町古江 浜	住宅地，農用地， 森林	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
向東海岸（小水）	農振局	40	1	尾道市向東町大水	560	5.5	7.4	護岸	尾道市向東町古江浜～向東町 大水	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
								護岸				
								護岸				
								護岸				
大町漁港海岸（大町）	水産庁	41	1	尾道市向東町大町	352	4.6	6.5	護岸	尾道市向東町大町	住宅地，農用地， その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
尾道海岸（大町）	水国局	42	1	尾道市向東町大町	300	5.8	7.7	護岸	尾道市向東町大町	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
千汐漁港海岸（稲積）	農振局	44	1	尾道市向島町	18	4.0	5.9	護岸	尾道市向島町	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
千汐漁港海岸（千汐）	水産庁	45	1	尾道市向島町	1,380	4.7	6.6	護岸	尾道市向島町	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
向島海岸（立花）	水国局	46	1	尾道市向島町立花沖条	456	6.3	8.2	護岸，潜堤， 養浜	尾道市向島町立花沖条	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
								護岸				
立花漁港海岸（立花）	水産庁	47	1	尾道市向島町立花沖条	2,420	6.2	8.1	護岸	尾道市向島町沖条～江の浦	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
				尾道市向島町立花岡条～沖条				護岸				
								護岸				
尾道糸崎港海岸（向島西）	港湾局	49	1	尾道市向島町道越	1,742	4.0	5.9	護岸	尾道市向島町道越	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
尾道糸崎港海岸（船越）	農振局	51	1	尾道市向島町岩子島下条	932	4.3	6.2	消波工	尾道市向島町岩子島下条	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (29) 施設整備の内容（尾道・因島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域		区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
						延長 (m)	規模 代表堤防高						
							(T, P, m)						(C, D, L, m)
向島海岸（団子石）	農振局	53	1	尾道市向島町岩子島郷条～毘沙郷	300	5.7	7.6	消波工	尾道市向島町岩子島郷条	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
			2	尾道市向島町岩子島郷条	88	4.7	6.6	消波工					
向島海岸（浜ノ浦）	農振局	54	1	尾道市向島町岩子島郷条	340	4.7	6.6	堤防、突堤、養浜	尾道市向島町岩子島郷条	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
			2		76	4.7	6.6	堤防、突堤、養浜					
因島海岸（深浦大浜）	水国局	55	1	尾道市因島重井町後側	409	4.7	6.6	護岸	尾道市因島重井町後側	住宅地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
			2	尾道市因島大浜町	670	6.3	8.2	護岸					
因島海岸（三池）	農振局	57	1	尾道市因島重井町勘口	443	5.0	6.9	消波工	尾道市因島重井町深浦新開～重井町相川	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
中浜港海岸（大浜）	港湾局	59	1	尾道市因島大浜町	198	4.3	6.2	護岸	尾道市因島大浜町	住宅地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
			2	尾道市因島大浜町	120	4.3	6.2	護岸					
			3	尾道市因島大浜町	499	4.3	6.2	護岸					
中浜港海岸（中庄）	港湾局	60	1	尾道市因島中庄町油屋新開～徳永	1,400	4.2	6.1	護岸	尾道市因島中浜町～外浦町	住宅地、商業地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
中浜港海岸（外浦）	農振局	61	1	尾道市因島中庄町	1,363	3.9	5.8	護岸	尾道市因島中庄町	住宅地、商業地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況을考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (30) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模 代表堤防高 (T. P. m) (C. D. L. m)			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
鏡浦漁港海岸（鏡浦）	水産庁	62	1	尾道市因島鏡浦町	325	4.1	6.0	護岸, 胸壁	尾道市因島鏡浦町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
土生港海岸（三庄）	港湾局	64	1	尾道市因島三庄町	1,280	5.3	7.2	消波工	尾道市因島三庄町1区～三庄町4区	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	尾道市因島三庄町	199	5.3	7.2	護岸				
土生港海岸（小用）	港湾局	65	1	尾道市因島三庄町	190	4.2	6.1	護岸	尾道市因島三庄町	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市因島三庄町	560	4.2	6.1	護岸, 胸壁				
			3	尾道市因島三庄町	904	4.7	6.6	護岸, 胸壁				
重井港海岸（細島）	港湾局	66	1	尾道市因島細島	268	3.8	5.7	護岸, 胸壁	尾道市因島細島	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
因島海岸（細島）	農振局	68	1	尾道市因島細島	185	3.8	5.7	護岸	尾道市因島細島	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
土生港海岸（土生）	港湾局	70	1	尾道市因島土生町	2,254	4.1	6.0	護岸	尾道市因島土生町長崎～田熊町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市因島田熊町	895	4.1	6.0	消波工				
因島海岸（竹長）	水国局	71	1	尾道市因島田熊町	890	4.7	6.6	護岸	尾道市因島田熊町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
因島海岸（重井）	水国局	72	1	尾道市因島重井町	308	4.7	6.6	護岸	尾道市因島田熊町	住宅地, 商業地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市因島重井町	1,400	4.7	6.6	護岸				
			3	尾道市因島重井町	150	4.7	6.6	護岸				
			4	尾道市因島重井町	2,538	4.7	6.6	護岸				
			5	尾道市因島重井町	160	4.7	6.6	護岸				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (31) 施設整備の内容(尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高						
						(T. P. m)	(C. D. L. m)					
重井港海岸（西浜）	港湾局	74	1	尾道市因島重井町	1,678	3.7	5.6	護岸	尾道市因島重井町播摩～北浜	住宅地、商業地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
重井港海岸（伊浜西）	港湾局	75	1	尾道市因島重井町	320	3.9	5.8	護岸	尾道市因島重井町	住宅地、商業地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
重井港海岸（馬神・宮沖）	農振局	76	1	尾道市因島重井町	400	5.0	6.9	消波工	尾道市因島重井町小林	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟、砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
重井港海岸（伊浜東）	港湾局	77	1	尾道市因島重井町	2,930	4.2	6.1	護岸	尾道市因島重井町	住宅地、商業地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
瀬戸田港海岸（中野）	港湾局	78	1	尾道市瀬戸田町沢	800	4.0	5.9	護岸	尾道市瀬戸田町中野～沢	住宅地、商業地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市瀬戸田町沢	136	3.8	5.7	護岸				
			2	尾道市瀬戸田町中野	1基	—	—	排水機場				
			3	尾道市瀬戸田町名荷～瀬戸田町中野	4,462	4.0	5.9	護岸				
瀬戸田海岸（名荷）	水国局	79	1	尾道市瀬戸田町名荷	1,081	4.6	6.5	護岸	尾道市瀬戸田町名荷	住宅地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
瀬戸田海岸（西浦坂田）	水国局	80	1	尾道市瀬戸田町大阪田	400	4.7	6.6	護岸	尾道市瀬戸田町名荷	住宅地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市瀬戸田町名荷～西来縁	130	4.7	6.6	護岸				
			3	尾道市瀬戸田町西来縁	80	4.7	6.6	護岸				
			4		60	4.7	6.6	護岸				
			5	尾道市瀬戸田町名荷	80	4.7	6.6	護岸				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (32) 施設整備の内容(尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)					
因島海岸（田嵐）	水国局	81	1	尾道市因島洲江町	1,179	4.7	6.6	護岸	尾道市因島洲江町	住宅地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
生口港海岸（原）	港湾局	82	1	尾道市因島洲江町～因島原町	3,822	3.8	5.7	護岸	尾道市因島洲江町、尾道市因島原町	住宅地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
生口港海岸（波止岡）	港湾局	83	1	尾道市因島原町	78	4.1	6.0	護岸	尾道市因島原町	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市因島原町	339	4.1	6.0	護岸				
生口港海岸（御寺）	港湾局	84	1	尾道市瀬戸田町御寺	122	4.2	6.1	堤防	尾道市瀬戸田町御寺	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市瀬戸田町御寺	74	4.2	6.1	堤防				
生口港海岸（宮原）	港湾局	85	1	尾道市瀬戸田町御寺	124	4.1	6.0	堤防	尾道市瀬戸田町御寺	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市瀬戸田町宮原	2,318	4.1	6.0	胸壁、護岸				
生口港海岸（泊）	港湾局	86	1	尾道市瀬戸田町荻	622	4.4	6.3	護岸	尾道市瀬戸田町荻	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
生口港海岸（田高根）	港湾局	87	1	尾道市瀬戸田町荻	1,051	4.6	6.5	護岸	尾道市瀬戸田町荻	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況을考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (33) 施設整備の内容(尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)					
瀬戸田海岸（垂水早瀬）	農振局	88	1	尾道市瀬戸田町萩田高根	872	5.0	6.9	消波工	尾道市瀬戸田町萩田高根～五本松	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市瀬戸田町萩五本松	240	5.0	6.9	消波工				
瀬戸田港海岸（垂水）	港湾局	89	1	尾道市瀬戸田町垂水	1,730	4.4	6.3	護岸	尾道市瀬戸田町垂水	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市瀬戸田町福田～瀬戸田町垂水	2,330	4.4	6.3	護岸	尾道市瀬戸田町福田～瀬戸田町垂水			
瀬戸田海岸（福田）	港湾局	90	1	尾道市瀬戸田町沢～瀬戸田町福田	2,054	4.2	6.1	護岸，胸壁	尾道市瀬戸田町沢～瀬戸田町福田	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
瀬戸田海岸（高根）	港湾局	91	1	尾道市瀬戸田町高根	4,592	4.1	6.0	護岸	尾道市瀬戸田町高根	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
瀬戸田海岸（高根）	農振局	92	1	尾道市瀬戸田町高根	672	5.0	6.9	護岸	尾道市瀬戸田町高根	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
瀬戸田港海岸（向田）	港湾局	95	1	三原市鷺浦町向田野浦	233	3.8	5.7	護岸	三原市鷺浦町向田野浦	住宅地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	三原市鷺浦町向田野浦	2,162	3.8	5.7	堤防、護岸				

※ 整備の方向性において，下線を引いている配慮事項は，該当地区海岸の現状の環境要素，利用実態等や地域の要請，将来計画等を考慮して示したもので，特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は，隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので，整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては，「整備の方向性」を基に，配慮を必要とする項目について検討し，計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については，整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし，計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (34) 施設整備の内容（尾道・因島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)					
鷺浦海岸（長岩）	農振局	96	1	三原市鷺浦町須波	200	3. 8	5. 7	護岸, 胸壁	三原市鷺浦町須波	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
佐木港海岸（須波）	港湾局	98	1	三原市鷺浦町須波	997	4. 3	6. 2	護岸	三原市鷺浦町須波	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	三原市鷺浦町須波	241	4. 3	6. 2					
佐木港海岸（大野浦）	農振局	99	1	三原市鷺浦町須波	340	4. 4	6. 3	護岸	三原市鷺浦町須波	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
佐木港海岸（小佐木）	港湾局	100	1	三原市鷺浦町須波	534	3. 9	5. 8	護岸	三原市鷺浦町須波	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。
それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。
※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (35) 施設整備の内容(福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)					
福山港海岸（野の浜）	港湾局	1	1	福山市鋼管町	359	5.4	6.9	護岸	福山市鋼管町	住宅地、商業地、工業地、農用地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	—
福山港海岸（沖浦）	港湾局	2	1	福山市引野町	290	4.0	6.0	護岸、胸壁	福山市引野町	住宅地、工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	—
			1基	—	—	樋門	福山市引野町					
			2	福山市引野町～東手城町2丁目	276	4.0	6.0	護岸、胸壁	福山市引野町～東手城町			
福山港海岸（手城）	港湾局	3	1	福山市東手城町2丁目	217	4.5	6.5	護岸	福山市港町	住宅地、商業地、工業地	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 （福山芸術文化ホール、福山ばら祭りなど）
			2	福山市東手城町2丁目～東川口町1丁目	1,749	4.5	6.5	護岸、胸壁	福山市東手城町～東川口町	住宅地、商業地、工業地		
福山港海岸（一文字）	港湾局	4	1	福山市東川口町～箕島町	7,291	5.2	7.2	護岸	福山市曙町～箕沖町	住宅地、商業地、工業地、農用地	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		5,889	5.2	7.2	護岸、胸壁				
福山漁港海岸（水呑）	港湾局	5	1	福山市箕島町	428	4.7	6.7	護岸	福山市箕島町	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	福山市水呑町	260	4.7	6.7	堤防、護岸	福山市水呑町			
福山港海岸（田尻）	港湾局	6	1	福山市田尻町	1,109	6.0	8.0	護岸	福山市田尻町	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	福山市田尻町	360	5.6	7.6	護岸、胸壁				
福山漁港海岸(田尻)	水産庁	7	1	福山市田尻町	1,564	6.0	8.0	護岸	福山市田尻町	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (36) 施設整備の内容 (福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)						(C. D. L. m)
福山港海岸（みゆき）	港湾局	8	1	福山市鞆町後地	1,992	5.0	7.0	護岸、胸壁	福山市鞆町白茅～鞆町後地	住宅地、商業地、工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	福山市鞆町鞆	417	4.0	6.0					
			3	福山市鞆町鞆	160	4.0	6.0					
福山港海岸（江の浦）	港湾局	9	1	福山市鞆町鞆	1,077	4.0	6.0	胸壁、護岸	福山市焚場町	住宅地、商業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
平漁港海岸（平）	水産庁	10	1	福山市鞆町後地	410	4.0	6.0	護岸、胸壁	福山市鞆町平	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
福山海岸（室浜）	水国局	11	1	福山市鞆町後地室浜	190	7.7	9.7	護岸	福山市鞆町後地室浜	住宅地、商業地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		220	7.7	9.7	護岸				
走漁港海岸（唐船）	水産庁	12	1	福山市走島町唐船	170	4.8	6.8	護岸	福山市走島町唐船	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
福山海岸（本浦）	水国局	13	1	福山市走島町	85	7.2	9.2	護岸	福山市走島町	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
			2		65	7.2	9.2	護岸				
			3		450	5.8	7.8	護岸				
走漁港海岸（本浦）	水産庁	15	1	福山市走島町本浦	295	4.0	6.0	胸壁	福山市走島町本浦	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。
それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (37) 施設整備の内容 (福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)						(C. D. L. m)
阿伏兎港海岸（能登原）	港湾局	16	1	福山市沼隈町能登原～沼隈町大字能登原	661	4.3	6.3	護岸	福山市沼隈町能登原	住宅地、商業地、 工場地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
			2		887	4.3	6.3	護岸				
			3	福山市沼隈町大字能登原	669	4.3	6.3	護岸、胸壁				
千年港海岸（桜）	港湾局	17	1	福山市沼隈町大字能登原	1,045	4.5	6.5	護岸	福山市沼隈町桜	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
千年港海岸（岩船）	港湾局	18	1	福山市沼隈町大字能登原～沼隈町大字草深	894	4.1	6.1	護岸	福山市沼隈町横引	住宅地、商業地、 工業地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
千年港海岸（草深）	農振局	19	1	福山市沼隈町大字草深	1,030	5.3	7.3	護岸	福山市沼隈町横引	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
千年港海岸（敷名）	港湾局	20	1	福山市沼隈町常石	1,036	4.1	6.1	護岸	福山市沼隈町敷名	住宅地、工業地、 農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
			2		654	4.1	6.1	護岸				
千年港海岸（常石）	港湾局	21	1	福山市沼隈町常石～沼隈町大字常石	2,147	4.0	6.0	護岸、胸壁	福山市沼隈町常石	住宅地、工業地、 農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
			2	福山市沼隈町大字常石	219	4.1	6.1					

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (38) 施設整備の内容 (福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)					
内海海岸（馬場崎）	水国局	22	1	福山市内海町馬場崎	150	6.9	8.9	護岸	福山市内海町馬場崎	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
			2		110	6.9	8.9					
箱崎漁港海岸（箱崎）	水産庁	23	1	福山市内海町	870	5.2	7.2	護岸、胸壁	福山市内海町	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
箱崎漁港海岸（小用地）	水産庁	24	1	福山市内海町	254	5.0	7.0	胸壁、護岸	福山市内海町	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
内海海岸（大畑）	水国局	25	1	福山市内海町高山	928	7.2	9.2	護岸	福山市内海町高山	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
横田漁港海岸（南）	水産庁	26	1	福山市内海町南	405	5.1	7.1	護岸	福山市内海町南	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
			2	福山市内海町南	840	5.1	7.1	護岸、胸壁				
横田漁港海岸（家廻）	水産庁	27	1	福山市内海町家廻	914	4.5	6.5	護岸、胸壁	福山市内海町家廻	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
横田漁港海岸（入双）	水産庁	28	1	福山市内海町入双	471	5.2	7.2	離岸堤	福山市内海町入双	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (39) 施設整備の内容 (福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)					
内海海岸（横山）	農振局	31	1	福山市内海町横山	950	6.1	8.1	護岸	福山市内海町横山	農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
内海海岸（横島）	水国局	32	1	福山市内海町釜戸～小脇	1,210	5.3	7.3	護岸、潜堤、養浜	福山市内海町釜戸～小脇	住宅地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
横田漁港海岸（入双）	水産庁	28	1	福山市内海町入双	471	5.2	7.2	離岸堤	福山市内海町入双	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
内海海岸（横山）	農振局	31	1	福山市内海町横山	950	6.1	8.1	護岸	福山市内海町横山	農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
内海海岸（横島）	水国局	32	1	福山市内海町釜戸～小脇	1,210	5.3	7.3	護岸、潜堤、養浜	福山市内海町釜戸～小脇	住宅地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
横田港海岸（横島）	港湾局	34	1	福山市内海町	1,095	4.1	6.1	護岸、胸壁	福山市内海町	住宅地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

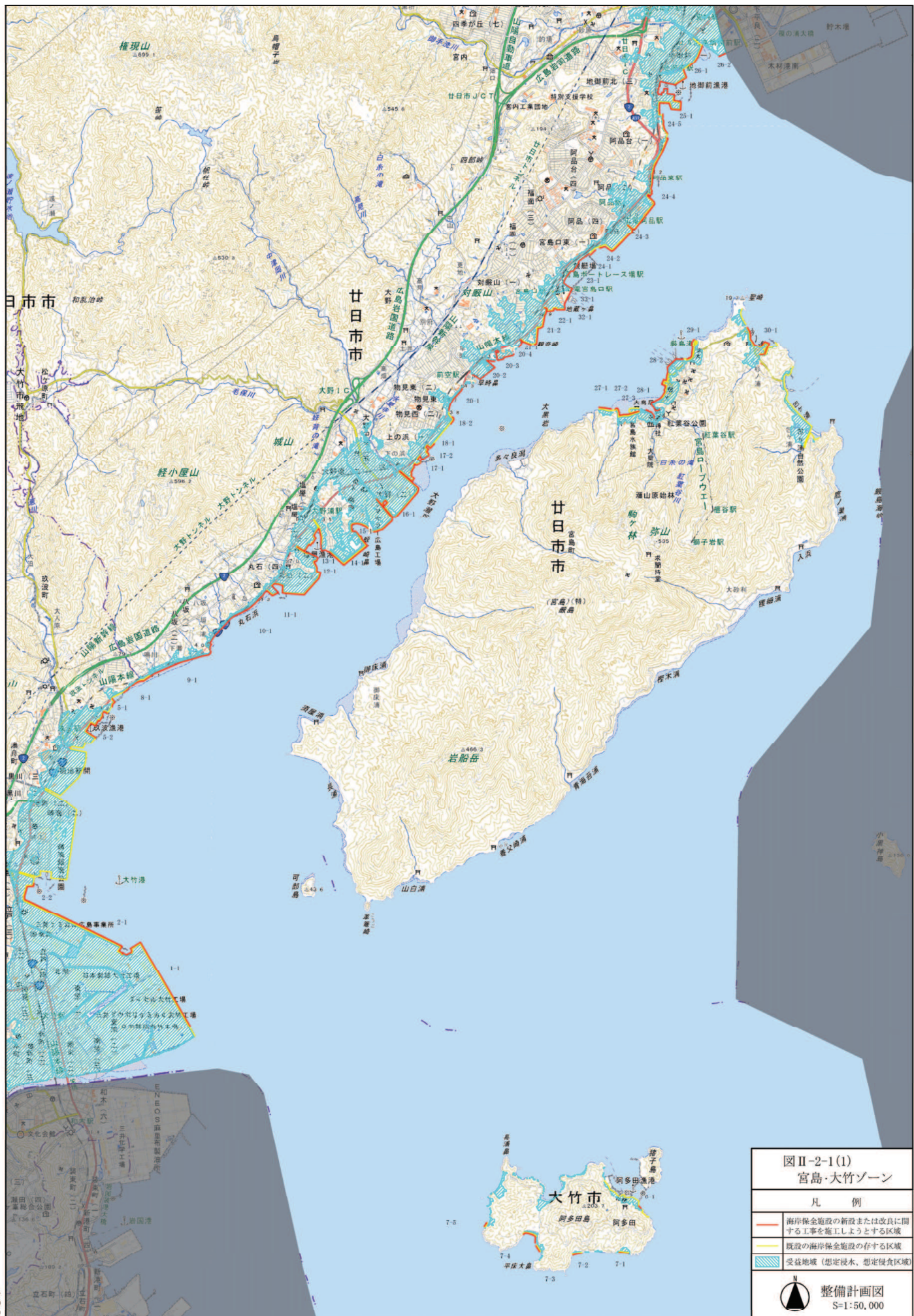
※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

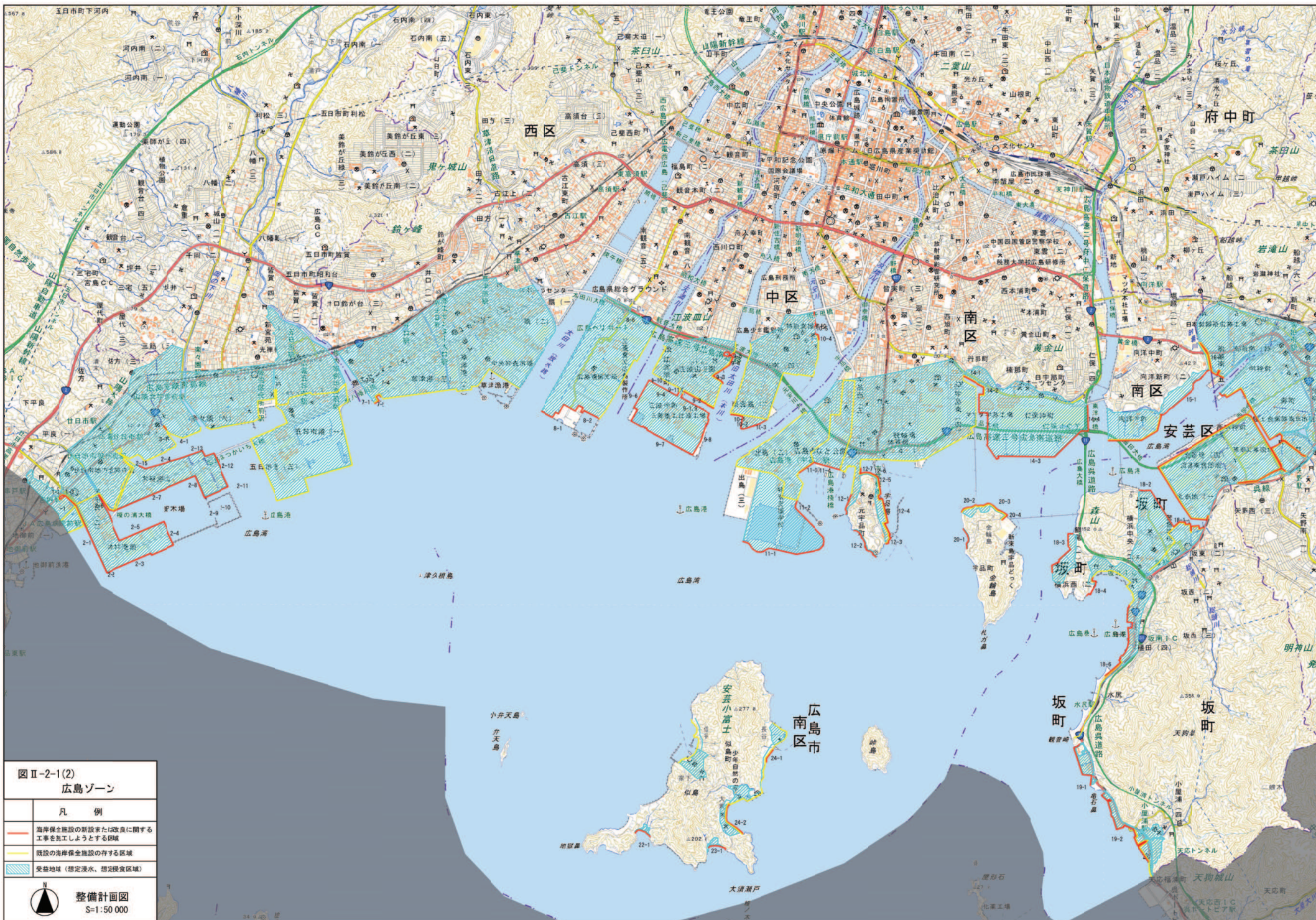
※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1（40） 施設整備の内容（福山・内海ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)					
横田港海岸（町）	港湾局	35	1	福山市内海町	90	3.7	5.7	護岸	福山市内海町	住宅地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
箱崎漁港海岸（阿伏兎）	水産庁	40	1	福山市内海町阿伏兎	148	3.8	5.8	護岸	福山市内海町阿伏兎	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。
それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。
※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。





図Ⅱ-2-1(2)
広島ゾーン

凡 例	
	海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	受備地（想定浸水、想定被害区域）

整備計画図
S:1:50 000



